

医療対策特別委員会会議録

平成23年10月11日

場 所 第3委員会室

平成23年10月11日(火曜日)

午前11時07分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 条例要綱案について
 2. 県外調査について
 3. 次回委員会について
 4. その他
-

出席委員(12人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	函師博規
委員		緒嶋雅晃
委員		星原透
委員		押川修一郎
委員		黒木正一
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		井上紀代子
委員		田口雄二
委員		鳥飼謙二
委員		新見昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	池田憲司
政策調査課副主幹	山口修三

○内村委員長 それでは、ただいまから医療対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、条例の要綱案に関する委員協議を行っていただくこととしております。本日は、具体的文言等について、6の「がんの予防及び早期発見の推進」までを目途に御協議いただければと思います。その後、県外調査及び次回の委員会について委員協議を行う予定です。

本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

早速委員協議に入ります。11月に行います県外調査において、他県における先進事例を調査しますので、あらかじめ問題点等を整理する意味を含めまして、本日と次回の2回で一通り協議をしていただきたいと思います。これから要綱案について協議を進めてまいります、今後、県外調査や意見交換等を行っていきますので、その都度見直しや修正を行っていくということで御協議をよろしくお願いします。

まず、前回の委員会では、条例に織り込む項目について協議をしていただきましたが、幾つか御意見をいただきましたので、要綱案を修正しております。これについて書記に説明させます。

○池田書記 お手元の資料1をごらんください。前回の委員会における委員からの御意見をもとに、「宮崎県がん対策推進条例(仮称)」の要綱案を修正しております。

まず、6の「がんの予防及び早期発見の推進」についてですが、②において、健康増進法から引用しまして、受動喫煙の防止対象施設を具体的に例示したところです。中身としては、「学校、

体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他」という文言をつけ加えることにしております。

次に、ページをおめくりいただきまして、7の「がんに関する教育の推進」ですが、がん教育に関する対象者について、これまで、「小学校、中学校、高等学校」という文言だったところを、「学校教育」という文言に修正しております。

最後に、10の「がん医療の充実」ですが、より詳細に具体的になるよう4つの号を追加して規定しております。

説明は以上です。

○内村委員長 それでは、まず、1の目的から一つずつ順番に文言を含めた協議を進めてまいります。何か御意見があればお願いします。

○清山委員 きょうは要綱案を協議することだったので、僕も全面的に自分なりに見直してつくってきました。目的の部分は、他県のものと比較しても内容を読んでも、長くてわかりにくい。条例というのはある程度わかりやすくメッセージ性を持っていないといけないので、「がんの予防及び早期発見の推進、がん患者の負担の軽減等について定めることにより」以下ですけれども、例えば「がん患者等の負担の軽減等について定める」ことは、患者さんの支援の一部しか取り上げておらず、負担の軽減だけではない部分もありますので、「がん患者の支援その他」としたほうがいいんじゃないでしょうか。以下、「定めることにより、がん対策基本法」云々というところは、「がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的に県民とともに推進すること」としたほうがシンプルでわかりやすいかなと。いろいろ書いてあるんですけど、「科学的根拠に基づく適切ながん医療を県民が受けられるようにするための総

合的ながん対策」では、限定されちゃうので、科学的な医療を県民が受けるというものは、この条例の中では「がん医療の充実」という項目に当たると思うんですけども、そこに限定するよりも、「がん対策に関する基本的な事項を定めることによりがん対策を総合的かつ県民とともに推進することを目的とする」とうたったほうが、県民の責務を書いている条例としては適切かなと思いました。

○内村委員長 今、清山委員から意見がありました。ほかに御意見はありませんか。

○緒嶋委員 今言われたようなことも含めてシンプルのほうが、第何条とか詳しく書き過ぎるとかえって何を言っているかわからんというような、メッセージ性が薄れる面もあるから。そして、これは最終的には法制との絡みはどうなるわけですか。条例をつくる場合。

○池田書記 委員からの御意見をいただきまして、法制等で間違いがないかの確認は最終的にさせていただきますけれども、この場ではそれぞれの意見をお伺いして、委員会としての要綱案を推敲していただくということをお願いいたします。

○内村委員長 ほかに何かありませんか。

○井上委員 清山委員の意見に賛成です。

○鳥飼委員 なぜつくるかということのをここに盛り込む必要があるかということですね。こういう理由だからこういう条例をつくれますよというのを1の目的のところに盛り込む必要があるのかということではないかと思うんです。確かに数えてみたら200字ぐらいでかなり長いですね。こんな文章を書くなどは言われていますよね。せいぜい長くても100字ですね。そういう意味では、なお書きみたいなことを入れる必要があるのかどうか。県民にそういうことを訴える

必要があるのかどうかということだろうと思うんです。

○星原委員 今、出ている意見は、簡素にするということなんですが、死亡の最大の原因はがんということだから、それを減らしていこうというのが目的で、そのためには県民への啓発、あるいは検診を受けようという、県民全体が自分から積極的にそういったものに取り組んでいく姿勢を促すことだろうと思うんです。その辺があらわれていけば、特別いろいろ書かなくてもいいのかなと思います。

○鳥飼委員 表現を短くしても、言っていることは盛り込んであるという工夫ができれば、そのほうがわかりやすいから、知恵を出す必要はあるのかなと思います。

○内村委員長 ほかにありませんか。では、このことについてはわかりやすく、簡潔にするということで、正副委員長で整理させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に、2の「県の責務」について何か意見はありませんか。

○井上委員 意見が出るとすれば、本県の特性というのをどのようにとらえるのかということだけでしょうね。

○内村委員長 今、井上委員から、本県の特性にというところの指摘がありましたけれども、書記のほうで説明をお願いします。

○池田書記 本県の特性というところでは、例えばATL（白血病）の問題であるとか、肝がんが多いという現状があるかと思います。

○内村委員長 それを織り込むほかですが、御意見はありませんか。

○鳥飼委員 中身まで盛り込む必要はないんじゃないですか。

○緒嶋委員 いろいろあるだろうけど、それに書いていない以外のことはどうなるのかということになる。

○内村委員長 では、2の「県の責務」についてはこのままということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、次に、3の「市町村の役割」についてですが、前回の委員会において委員から、市町村の役割をこのように義務づける形で織り込むと反発を受けるのではないかという意見がありました。こういった点も踏まえまして、何か御意見があればお願いします。

○清山委員 他県の条例を見たら、割とこういう文章で書かれているから、いいのかなと思いました。

○鳥飼委員 市町村には問い合わせはしていないんですか。

○内村委員長 まだしてありません。

○鳥飼委員 どっちにしろしないといけないですね。

○星原委員 確かに難しいところはありますね。我々が条例をつくって、市町村にこうしなさいと言うと、職員数が少ないところはそれに対応できるかどうかという状況が出てくる可能性はありますね。

○押川委員 市町村との連携が一番大事でしょうから、こういう形で私はいいと思うんです。市町村にも頑張ってもわらんといかん。

○星原委員 市町村の意見も聞かんと、市町村が末端のところが一番住民と関係するわけだから、そここのところ協力を求めないと。いろいろやろうとすれば、今やっていることプラスアルファの部分で職員の数足りるのか、どこまで取り組めるのか、最終的にはそこに責任を押し

し付けるみたいな形になったり、進んでいるところと進まないところが出てきたり、そういう問題が起こり得る可能性があるわけです。

○内村委員長 委員会としての案が、決定した段階でなんらかの形で意見を聴取する機会は確保したいと考えております。現状の市町村の役割を盛り込む方向でよろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように進めさせていただきます。では、次に4の「保健医療関係者の役割」について、御意見がありましたら、お願いします。

○清山委員 他県の条例にすべて目を通しましたけれども、どうしてこんなに短くなったのだろうかと思うくらい、かなりシンプルになっているんですけれども、「保健医療関係者は、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする」は入れるべきですが、僕は2つあると思います。1つは、「保健医療関係者は、がん患者及びその家族などの意向を尊重した適切で質の高いがん医療を提供することに努めるとともに、県及び市町村の講ずる施策に協力する」。もう一つは、「保健医療機関は、がん患者等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するように努めるものとする」とすれば、先日のセカンドオピニオンの意見もありましたけれども、そうした情報提供もしやすくなるんじゃないか。この2つがやはり医療者の役割かなと思います。

○内村委員長 今、清山委員から、2項目を入れたほうがいいのかという案が出ました。御意見ありませんか。

○緒嶋委員 がん対策は、県や行政だけではなくて、最終的には医療機関にも努力してもらわなきゃいかんわけですよ。

○星原委員 いろいろ意見を聞きながら思ったのは、県、市町村、医療機関とそこに行くんだけど、県民の責務・役割のところ为重点を置いた形でなされていかないと負担がかなりいくのかなと。県民の意識として、自分の命は自分で守るんだと。そうなる自分から積極的に検診を受けるということが強く出てきたりして、県民全体に対しての条例の考え方に近いのかなという気はするんです。その中でそれぞれの役割をどう持たせるかということじゃないかという気はするんです。県民の役割のところを少し強調したほうが。

○凶師副委員長 清山委員から出ました情報提供に関しては、15項目めにも出てくるんですが、ここでは県の役割しか出ていないものですから、「県及び保健医療関係者は」という項目がもしここに入れば、先ほどの2項目めの情報提供の内容はここに織り込むような感じではいかがですか。

○清山委員 保健医療関係者の役割を定めるという意味では、こっちのほうがわかりやすいんじゃないか。15項目めの情報の収集及び提供というのは、県の役割に関して、県が行う上での情報収集及び提供ですので。他県の条例を見てもここに盛り込まれているものですから。

○凶師副委員長 医療機関はそんなことはもうやっているがと、追い詰めるというか、さらに求めるのも酷なのかなという気もしていたんです。ただ、他県の条例等見ながら、今のような意見を織り込めればと思います。

○星原委員 もう一点言わせてもらおうと、今度視察に行きますね、条例をつくった県で、こういう文言で何も問題は起きていないか、起きているかを情報収集できれば。実際に施行しているところで、それぞれの役割のところでも何も問

題はないか、何かそういうことでいろいろ出てきているのか、その辺をもう少し調査して、せっかくならその辺の情報も入れた上で、ここで先に持っていくより、それも一つの方法かなと今思ったところです。

○内村委員長 星原委員がおっしゃられたとおり、今後、県外調査も予定されております。これから皆さんで協議をしていただいて、修正はまたできますので、とりあえず今回調査に行くまでに一つ確固としたものを持っていくことが一番大事かなと思います。

では、4については、今の2項目を入れるということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 そのようにさせていただきます。

続きまして、5の「県民の役割」について、御意見があればお伺いいたします。

○清山委員 さっき星原委員がおっしゃったように、ここを強調できればいいのかなと思って。2つのことが一文になっているので、そこをわかりやすくするためには、項目1は、「県民は、喫煙、食生活、その他生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする」。2番目は、「県民は、市町村の実施するがん検診を積極的に受けるよう努めるものとする」というふうに、がん検診の受診を切り離してきちんとうたったほうがいいのかなと思いました。以上です。

○新見委員 私は前回の委員会を欠席したものですから、議論があったかどうかわかりませんが、2番が県の責務ということで「責務」という表現なんですけど、3から5までが「役割」というふうに違いがあるのは何か考えがあるんですか。確認だけです。

○池田書記 当初の案からこういう形なんですけれども、市町村であったり保健医療関係者の部分に「責務」という比較的厳しい文言を使って条例で責任を規定するといった形は余り適当ではないんじゃないかということで、やわらかい表現として「役割」という言葉を選んでいるところです。

○内村委員長 よろしいでしょうか。ほかはありませんでしょうか。県民の役割については、今、清山委員から、2つに分けたほうがいいんじゃないかという提案がありましたけれども、文言についてはそのようにしてよろしいですか。

○緒嶋委員 医療機関が行う検診とせんでいいですか。市町村だけでいいか。医療機関も入れないと。

○清山委員 どうでしょう。わかりません。そこは特に考えなかったです。医療機関でもいいのかもわからない。

○緒嶋委員 事業所もあるから、市町村だけと限定するにはちょっと幅が足りないかなと。そこ辺の文面はちょっと考える必要があるんじゃないか。

○田口委員 喫煙が真っ先に来るのはいいんですか。

○清山委員 実際、喫煙ががんの最大の原因になっているからこの順番でいいんじゃないかと。

○内村委員長 県民の役割については、今の議論を踏まえまして、2つの項目に分けて分かりやすい文言に修正するというので正副委員長で整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、6の「がん予防及び早期発見の推進」

に移ります。

○**清山委員** 済みません、その前にちょっといいですか。

6番の前に、事業者の役割とか責務を入れたほうがいいんじゃないかと思います。他県でも入れているところがあるんですけども、事業者は2つ役割があると思うんです。1つは、治療できるがんであっても、がんにかかったことがわかってしまうと、その後解雇されたり、就労面での不遇を伴うことが多いというのが、全国でも問題になったりすることがあります。一方で、従業者は、がん検診を仕事のためになかなか受診できないということもあります。提案としては、1つは、従業者ががん検診を容易に受診することができて、しかもがん罹患した場合においても、治療や療養生活等の実情に応じた就労を継続することができるよう環境整備に努める必要があると。もう一つは、県または市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。分煙対策に関して事業者が出てくるので、その2つが大事なと思うんです。

○**内村委員長** 今、清山委員から、事業者の役割についてもということでありました。

○**星原委員** 今までじゃなくてこれからやっていくわけだから、そういう求め方をしていくほうが、他県でうたっているのが少ないというのは、その時点でそこまで求めることができたかどうかという課題もあったかもしれないけど少ないかもしれないわけですよ。企業によっては、今、会社で受けているところもありますよ。もう今始まっています。前進させるという意味でいいんじゃないですかね。鳥取県は全部責務になってるけど、鳥取県の事業者の責務のところあたりはそんなにきつい言葉でもないし、いい

のかなという思いはしますね。それぐらいは盛り込んだほうが。

○**鳥飼委員** 「事業者」というのはどこかにあったけど、説明がなかったんですが、事業者の定義をはっきりさせておいたほうがいいでしょうね。

○**内村委員長** 今、鳥飼委員から、事業者の定義を織り込む必要があるんじゃないかということですけども。

○**函師副委員長** 今のところ、他県で事業者の定義までしているところは見当たらないんですが、宮崎として独自に、例えば健康保険適用事業所としたり、もしくは従業員何名以上のところはというくくりをするかですけども、どうでしょうかね。

○**鳥飼委員** 雇用主みたいなことですかね。

○**清山委員** 従業員がいなければちょっと違うから、雇用主というか、1人でも従業員を雇用している事業者ということですよ。

○**内村委員長** では、まず「事業者の役割」については、追加するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**内村委員長** では、そのように決定させていただきます。事業者の定義をどうするかは正副委員長のほうで検討をさせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**内村委員長** では、そのようにさせていただきます。

次に、6の「がんの予防及び早期発見の推進」について、御意見があればお願いします。

○**清山委員** ここにおいても幾つかあるんですけども、まず、上からいくと、「喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境」とあるん

ですけど、この生活環境というところをもうちょっと具体的に書いてもいいかなと。特に福島原発事故を受けて、非常に発がん性物質について意識が高まっているので、ここに「化学物質、放射性物質、ウイルスその他の生活環境上の諸因子ががんの罹患に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及」としてもいいんじゃないかと。放射性物質に対しても正しい知識を持つことは難しいと実感するし、ウイルスによってがんが発生するということもまだ知識として足りないかなと。たしかどこか1つだけ条例でこういう細かい書き方をされているところがあったと思うんです。今の状況を考えれば、放射性物質とかそういったことを含めてもいいのかなと思いました。

2つ目は、ほかの条例を全部参考にしましたが、ここは僕個人の意見ですけど、喫煙が最大・最悪の発がん性物質で、たばこを吸っている人は1,000から2,000ミリシーベルトの被曝と同じで、受動喫煙は100~200ミリシーベルトとかいろいろ言われていますけど、発がん性物質に対する意識が高まっている中で、教育機関とか医療機関、公共施設、公共交通機関においては、もうちょっと厳しく喫煙の禁止、そして、多数の者が利用する施設においては受動喫煙を防止するとまで書かないと、条例の実効性はなかなかないのかなと思いました。健康増進課長の説明で、県や市町村の官公庁舎の分煙対策の実施率とか学校での実施率を聞いて、予想以上に低いと思いましたので、やはりすべての県民や市民が訪れる公共施設・医療機関、そして、未成年の喫煙が問題になっているにもかかわらず、小・中・高校は全部未成年の子供が出入りする施設ですよ、そこでは喫煙の禁止とかそこまで踏み込んで率先垂範してもらわないと、なか

なか進まないんじゃないかと思いましたので、もうちょっとここは書いていいのかなと。もちろん葉たばこ農家さんのこともあるんですけども、あくまで受動喫煙の防止という意味で、たばこを吸われる分にはいいんですが、そのリスクを外にまき散らして与えてしまっただけじゃないだろうと。原発もそうなんですけれども、原発の周りには、その利益を受けて生活をして食っている人もいますんですけど、同時にリスクもあるということで、そのリスクは最小限にしたほうがいいんじゃないかと思いました。

3番目に、後で出てくる「女性特有のがん対策の推進」は、結局、検診受診率と予防なので、ここに入れて、しかも性別特有のがんは女性のものだけじゃなくて前立腺がんもあるので、こう拝見すると、その辺を配慮して、性別及びがんに罹患しやすい年齢、小児がんもありますので、「性別と年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及及びがん検診受診率の向上」としたほうが、片方に寄らないでいいんじゃないかと思いました。

4番目に、「がんの予防に効果があると認められる予防接種の推進に関する施策」というのを個人的には盛り込みたいと思います。子宮頸がんワクチンがありますけれども、誤解や正しい知識の普及がなくて、がんにもワクチンが開発されてくる時代なので、予防を挙げるのなら予防接種をきちんと盛り込まないといけないかなと思いました。

あとは、③と⑤は一緒なんですけれども、④のがん検診に携わる医療従事者の資質向上に関しては、後に出てくるから省略してもいいのかなと思いました。「がん医療の充実」のところとか、「医療従事者の育成・確保」の点で挙げればいいのかと思いました。

以上です。

○内村委員長 今、清山委員から意見が出ましたが、ほかにありませんか。

①の生活環境というところで、化学物質、放射性物質、ウイルス等、がんに及ぼす影響があるということで、これを入れるかどうかということ。それから、公共施設や医療機関等での受動喫煙防止を強化するという。それから、年齢・性別によるがんの発症という部分があることなどが挙げられましたけれども、それを織り込むかどうか。

今、清山委員からいただいた提案を正副委員長でもう一回検討させていただきたいと思いますが、ほかに御意見はございませんか。

○清山委員 特に②はいろいろ意見があるのかもしれないなと思いました。分煙とか禁煙に関してどこまで踏み込むかということ。

○図師副委員長 今の清山委員の意見をできるだけ織り込んだ形でもう一回文章をつくり直すとして、禁煙場所の強化、特に教育機関ももっと具体的にというお話で、神奈川県が受動喫煙禁止条例でしたか、正式名称はわかりませんが、がん条例の中には織り込んでいなくて、別条例でそこまで踏み込んでいるという。

○清山委員 あれは罰則規定も設けたかなり厳しい条例ですよ。

○図師副委員長 もちろんそこも含めながら、できるだけ詳細にここに織り込んでいったほうが良いということですね。

○清山委員 詳しく書いているところもありますし、今、僕が申し上げた内容そのものをうたっている条例もあります。やっぱり県などの官公庁舎が率先して取り組んでいかないと説得力がないかなと思うんです。

○鳥飼委員 税収の関係があるからなかなかや

やこしい話になると思ったんですが、例えば受動喫煙の防止対策の推進、受動喫煙を防止する施設を整えるということがされないと、ただ単に禁止をして路上で吸うという見苦しいことも出てこないとは限らないわけで、そこ辺も一つ考える必要がある。なかなかややこしい。金の問題も絡んでくる。どこまで条例でうたい込むのかということだろうと思うんです。僕は吸わないからいいですけども、排除されて路上で吸っている人がいますね、それはやっぱり見苦しいですよ。

○井上委員 一番危ないのはたばこを持って吸いながら歩いている人。子供たちのちょうど目の線のところで振り回されている。そういう意味でいったら吸う人も考えないといけない。

○内村委員長 8番は「女性特有のがん対策の推進」としているんですけども、女性だけではなく男性も前立腺がんがあるということで、6番の「がんの予防及び早期発見の推進」の中に8番も一緒に織り込むという案も清山委員から出されましたが、それでよろしいでしょうか。

○井上委員 秋田みたいに性別とか全部網羅して書いてあるから、いいんじゃないですか。それから、さっき清山委員から指摘があったけれども、放射性のあれなんかも含めると、小児がんというのがものすごく今問題になっているところでもあるので、いいんじゃないですか。

○内村委員長 そういうものも生活環境の中に織り込むということですね。ここもまた修正を加える方向で検討させていただきたいと思いますが、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 きょうは、6番の「がんの予防及び早期発見の推進」までの検討をお願いしたところですが、本日予定していたところまで終

了しました。この続きは次回以降の委員会で行いたいと思います。本日協議いただきました事項については、正副委員長で整理しまして次の委員会でお示ししたいと思います。今後も意見交換や県外調査がありますので、委員協議を行って充実した内容の条例としていきたいと思えます。貴重な御意見ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

では、次に移ります。協議事項2の県外調査についてであります。先週、書記が確認に伺い、皆さんから了解をいただいていると伺っておりますが、先進県であります熊本、広島、大阪を訪問して、条例及び報告書に向けた調査を行いたいと思えますので、御参加いただきますようお願いいたします。このことについて何か御質問ございませんか。

○鳥飼委員 14番まで条例をつくっている県が書いてありますけど、たまたま熊本県と広島県は条例はないんですかね。

○函師副委員長 実は日程を組むときに、秋田に行きたいというので委員長といろいろ話したんですが、行程を組み切らんかったものですから。条例はなくても先進地であることには間違いありません。

○内村委員長 秋田をぜひ見てきてほしいという意見もあったんですけど、遠いものですから、日程的に組む込むことができませんでした。

○星原委員 実際条例をつくるときにどういう状況であったとかどうなのかというのは、これでいくと、両方ともなければ全然聞くことができない。私は、つくった後の県民の意識とか医療機関とか市町村からいろんなことが出てきているんじゃないかと思ったものだから、取り組みが云々じゃなくて、条例をつくらうとしているから……。

○井上委員 大阪府は持ってますよね。

○清山委員 大阪府はできたばかりです。

○井上委員 ただ、今に近い。今に近いといったら変だけど、対策が今に近いと思うのでいいんじゃないですか。

○内村委員長 大阪については、府の職員さんにも説明していただくよう段取りをしておりますので、そこで確認できると思えますので、理解いただければと思えます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に、協議事項3の次回委員会についてであります。次回委員会は11月2日の午前10時から行うことを予定しております。1つは教育委員会においでいただきまして、がんに関する教育の推進について説明をお願いしたいと考えております。次回委員会での執行部への説明・資料要求について何か御意見や御要望はありませんか。

○鳥飼委員 がん対策で市町村から上がってきているというか、担当者会議等でこういう問題がとか何かあれば、そこを説明してもらいたいかなと思えます。市町村からの声を聞くという意味で。

○内村委員長 今、鳥飼委員から、市町村からの声に来ていればということでしたので、そこも調査をさせていただきます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ほかにないようなので、次回委員会の内容につきましては、先ほどの御意見を踏まえまして正副委員長に御一任をいただきたいと思えます。

では、最後になりますが、協議事項4のその他でございますが、委員の皆様から何かござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、再度申し上げますが、次の委員会は閉会日の11月2日（水）ですので、よろしくお願いします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後12時02分閉会